

積丹町自家用有償旅客運送運行業務仕様書

1 目的

北海道中央バス(株)が運行する積丹線(美国～余別間)の路線廃止に伴う同区間の10月からの代替交通対策について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「積丹町地域公共交通活性化協議会」で検討協議を重ね、同法に基づく「積丹町地域公共交通計画」を策定し、同区間の代替交通対策(自家用有償旅客運送)を含む今後の本町の地域公共交通体系の構築を目的とする基本目標を定めた。

「積丹町地域公共交通計画」に基づき、地域のニーズに合った公共交通を維持・確保し、効率的な公共交通体系とするための自家用有償旅客運送の運行を行うにあたり、事業者から提案を求めるため、公募型プロポーザル方式により、事業者の選定を行うものである。

2 業務名

積丹町自家用有償旅客運送運行業務

3 委託期間

令和5年9月1日から令和6年3月31日まで

4 委託業務実施場所

積丹町一円

5 運行主体

積丹町

6 前提条件

本委託業務の前提条件は次のとおりである。

- (1) 運行期間 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 運行車両

運行車両については、当町所有の以下の車両を使用するものとする。なお、運行ドライバーについては、道路交通法に規定する必要な要件を備える者とする。

- ① 42人乗り(中型バス) 1台・・・札幌は200 1388
- ② 15人乗り(ハイエース) 1台・・・札幌さ200 1684
- ③ 10人乗り(ハイエース) 1台・・・札幌ね302 4423
- ④ 10人乗り(ハイエース) 1台・・・札幌ち301 2798
- ⑤ 7人乗り(日産M1) 1台・・・札幌て302 8579(電気自動車)
- ⑥ 29人乗り(マイクロバス) 1台・・・札幌さ200 3566

- ⑦ 5人乗り（プレシオ） 1台・・・札幌め535 2112
- ⑧ 5人乗り（RAV4） 1台・・・札幌む301 794
- ⑨ 5人乗り（カローラ） 1台・・・札幌て303 8995

※ 通常時は①から③の車両を使用し、①から③の車両が事故又は、他の用務等により使用できない場合は、④から⑨の車両を使用するものとするものとし、使用する車両については、町と協議のうえ、決定する。

※ 運行の際は、積丹町自家用有償旅客償運送として運行していることが容易に識別できるよう、車体にマグネットシールを用いるなどし、表示すること。

※ 車両の追加又は削除することがあること。

(ア) 車両については、日常点検、清掃等を行うこと。

(イ) 燃料費は、町が負担することとし、受託者は、町が指定する給油所において運行に要する燃料を給油すること。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止のため、車内における消毒など、必要な対策を講じること。

(エ) 上記（ア）から（エ）については、本業務の委託料内で全て賄うこと。

(3) 運行方法

① 定時運行

毎日、定時に運行する。

② 定時運行（火・金のみ）

火曜日及び金曜日は、定時に運行する。その他の曜日については、予約運行とする。

③ 予約運行

利用者から利用予約（以下「予約」という。）があった際に、定時運行と同様に運行する。

④ 予約運行（自由経路型）

美国町川上地区及び野塚町丸山地区において、指定エリア内で予約のあったところを運行する。

(4) 事業所の設置

受託者は、IP 告知端末により予約便の受付業務を行うため、町内に事業所を設置すること。

7 運行の詳細

「6 前提条件」に基づいた運行の詳細は次のとおりとする。

- (1) 運行日 365日運行とする。ただし、一部の路線においては、土曜日、日曜日及び祝日を運休とする。
- (2) 運行ダイヤ [別紙1](#)のとおり（ただし、令和5年12月1日からは別途指示。）

(3) 運行ルート [別紙2](#)のとおり

8 業務内容

自家用有償運送の運行業務に際し、「6 前提条件」「7 運行の詳細」に基づき、円滑な運行を実施すること。

(1) 運行業務

- (ア) 乗務員は、大型2種免許保有者、又は1種免許保有者で国土交通大臣が認定した交通白地有償運送等運転者講習を受講した者とする。
- (イ) 乗務員は、労働省告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないように配慮すること。
- (ウ) 乗務員は、町が運営する自家用有償運送の車両を運転していることを自覚し、安全運転及び親切丁寧な対応に努めること。
- (エ) 事故発生時などの緊急時には、業務責任者等と円滑に連絡を行えるよう、連絡体制を整えること。
- (オ) 安全な運行を継続するため、運行経路上における道路陥没、損傷及び事故発生場所について記録し、町と情報共有すること。
- (カ) 利用者数、運賃、走行距離、運行業務時間等の運行記録に関する日報を作成すること。
- (キ) (ア) から (カ) までの具体的な実施方法及び安全運転につながる具体的な取組について提案すること。

(2) 運行管理業務

- (ア) 受託者は、次のいずれかの要件を満たす運行管理責任者を選任すること。
 - a. 運行管理者資格証の交付を受けている者
 - b. 運行管理者試験の受験資格を有する者（旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12）
 - ※運行管理者基礎講習を受講した者等
 - c. 安全運転管理者の要件を備える者（道路交通法施行規則第9条の9第1項）
- (イ) 受託者は、道路運送車両法施行規則第31条の4に定める整備管理者の資格を満たす整備管理責任者を選任すること。
- (イ) 運行管理業務の範囲は、運行業務全体の管理に係る一切の業務とする。
- (ウ) 安全第一とし、確実、円滑に運行するため、運転業務員の無理な配置とならないようにするとともに、運転業務員の健康管理等にも十分注意すること。
- (エ) 常に運転業務員に対して注意を促すとともに、定期的に教育・研修を行い、安全運転の励行等を徹底すること。また、新たに運行業務に就く者に対しても同様とする。

- (オ) 事故発生時には、遅滞なく当町企画課に報告すること。
 - (カ) 事故発生時や乗りこぼし等の不測の事態への対応を適切に行うこととし、具体的な対応については提案すること。
 - (キ) 苦情等への対応を適切に行うこと。
 - (ク) 運行記録に関する日報を管理すると共に、毎月10日までに報告すること。
 - (ケ) (ア) から (ク) までの具体的な実施方法及び適切な運行管理につながる具体的な取組について提案すること。
- (3) 運賃徴収業務
- (ア) 受託者は、町が別に定める運賃を利用者から乗車時に徴収すること。
 - (イ) 受託者は、利用者に対して適切に運賃の案内を行うものとする。
 - (ウ) 運賃徴収の際に発生する釣銭を準備すること。
 - (エ) 受託者は、運行便毎に徴収した運賃と利用者数を適切に把握するため、利用者に乗車券等を発行すること。
 - (オ) 徴収した運賃は、公金として適切に管理するとともに、毎日集計を行い、運行便別に乗車人数及び金額をまとめた運賃日報及び発行した乗車券等の写しとともに毎週月曜日（閉庁日の時は翌開庁日）に町に提出すること。
 - (カ) (ア) から (オ) までの具体的な実施方法及び適切な運賃徴収につながる具体的な取組について提案すること。
- (4) 運行予約受付業務
- (ア) 受託者は、電話及びIP告知端末により毎日午前9時00分から午後5時00分まで予約便の運行予約を受付すること。
 - (イ) 予約便の運行予約は、前日の午後5時まで受け付けること。
 - (ウ) 予約の受付のために必要な電話回線については、本業務の委託料内で全て賄うこと。
 - (エ) 定期的に教育・研修を行い、利用者への適切な電話対応を徹底すること。また、新たに業務に就く者に対しても同様とする。
 - (オ) (ア) から (エ) までの具体的な実施方法及び適切な運行予約受付につながる具体的な取組について提案すること。
- (5) 利便性向上対策業務
- (ア) 受託者は、積丹町が行う自家用有償運送の利用率及び利便性の向上のための努力をすること。
 - (イ) 受託者は、利用者の利便性の向上のため、翌日の運行予約の状況をIP告知端末及びその他の手段により、周知するものとし、必要なインターネット回線は、本業務の委託料内で全て賄うこと。
 - (ウ) (ア) から (イ) までの具体的な実施方法及び適切な利用者の利便性の向上につながる具体的な取組について提案すること。

9 秘密保持

本委託業務において、乗客の個人情報の取扱い及び管理には細心の注意を払い、適正に処理しなければならない。

10 その他

- (1) 本業務に当たっては、運行管理者及び担当者を配置し、当町との連絡調整が円滑に実施できるよう、社内体制を整えること。
- (2) 受託者は、交通事故及び公金の取扱いに関する事故発生による全ての責めを負うとともに、遅滞なく企画課へ報告すること。
- (3) 受託者が交通事故による第三者に損害を与えた場合における損害賠償は、町が加入する任意保険によっててん補できる損害の範囲において、町が賠償するものとする。
ただし、町が損害の賠償をした場合において、受託者の故意又は重大な過失あった場合は、町は受託者に対して求償することができる。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、受託者と別途協議を行う。